

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 荻田 義雄

年 月 日	令和4年1月15日				
表題と発行部数	「躍進」 3万4千部発行				
対象者	一般県民 (奈良市・山辺郡山添村)				
配布方法	ポスティング2万7千部、宅配5千部、予備2千部				
発行目的	日々の活動内容に関して報告を行い、意見・要望等を求める				
按分率の説明	按分率 50% その理由 (地域・後援会活動の記事があるため)				
内容	県政報告 地域・後援会活動 意見募集				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	紙代	ペーパル	82,500	4/6 T 7.5R 四つ切 3万部4千部	65
	版下作成代	ダイニチ 印刷	66,220	作製費	66
	印刷代	浅田印刷	190,000	印刷費	68
	宅配発送費	宅配倶楽 部	395,148	宅配費	67
		※50%充当 合計 733,868 円 (733,868×50%=366,934 円)			
備考	添付資料：広報誌「躍進」令和4年1月15日発行				

注 発行した広報紙を添付してください。



躍

(やくしん)

進

題字は帯解寺住職 倉本義慧師

県政へのご意見をお聞かせ下さい
編集・発行
奈良県議会議員
荻田 義雄
〒630-8431 奈良市龍之庄町129-1
TEL 0742 (61) 6300
HP
<http://www.ogita-yoshio.com/>
Facebook
<https://www.facebook.com/ogita.yoshio>

県議会議長として奈良県政をけん引!

議会運営等に関する申し合わせ事項の二部改正!

人事案件を討論対象に!

県議会には、議会運営を円滑に進めるため「議会運営等に関する申し合わせ事項」があり、議会運営委員会が運営にあたっています。その概要は次のとおりです。

- 一、議会運営委員会
- 二、質問(質疑を含む。)について
- 三、予算審査特別委員会
- 四、決算審査特別委員会
- 五、討論について
- 六、請願、陳情
- 七、発言の許可について

この中で五の「討論について」の見直し、令和三年十二月八日の各派連絡会で合意の上、十月九日に開催された議会運営委員会で決定されました。

その内容は、これまで討論の対象外とされていた「報告受理案件」「人事案件」「意見書・決議」のうち、「人事案件」を討論の対象とするものです。

近畿府県議会が奈良県議会以外に人事案件を討論今回の改正に先立ち、近畿

各府県議会の状況を調査した結果、奈良県議会以外の5府県議会でも人事案件で討論を行わないと規定する議会はありませんでした。ご参考までに

五、討論についての改正された「2、討論の対象」をご紹介します。

- 1、議員提出議案、知事提出議案、請願とする。ただし、報告受理案件、意見書・決議については行わない。
- 2、従来は、報告受理案件の後「人事案件」が記載されていましたが、削除されています。

公書審査委員会(十一名)の一括同意に反対決議の今回の申し合わせの見直しにより公書審査委員十一名の任命を一括で求められた議案について、大気汚染や水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭などの紛争を適正に解決する審査委員会に求められる資質に一部の方が抵触する恐れがあると反対されました。

欠席議員の報酬減額について

昨年執行された東京都議会議員選挙で、当選議員が選挙期間中に無免許で車を運転し、交通事故を起こしていたことが分かり、その後、長期にわたり議会を欠席したにも関わらず報酬を受け取ったことが社会問題となりました。

この件が話題となる前から奈良県議会では、定例県議会開会中の会費を欠席した場合の報酬について減額すべきとの意見がありましたので、全員の状況を踏まえながら「欠席議員の報酬減額に関する規定」について県議会八会派に意見聴取を行ったところ、減額対象期間は二定例会とする意見が半数を占め、除外するものとして産休、感染症法の基づく疾病、医師判断により入院中で議運が認められた場合とする会派が過半数でした。

この件が話題となる前から奈良県議会では、定例県議会開会中の会費を欠席した場合の報酬について減額すべきとの意見がありましたので、全員の状況を踏まえながら「欠席議員の報酬減額に関する規定」について県議会八会派に意見聴取を行ったところ、減額対象期間は二定例会とする意見が半数を占め、除外するものとして産休、感染症法の基づく疾病、医師判断により入院中で議運が認められた場合とする会派が過半数でした。

新型コロナウイルス感染症対策 令和3年度11月補正予算が成立

事業概要	金額
3回目のワクチン接種を円滑に実施するため医師を確保し、市町村のワクチン接種を支援	1億1,500万円
感染拡大時における陽性者の早期発見に向けた検査を促進するための体制を構築	29億7,000万円
新型コロナウイルス感染症患者の入院病床の確保に対する補助	62億2,000万円
福祉施設における感染症対策のための物品購入に対する補助	3億600万円
県内観光や宿泊施設の利用促進を図るため県民対象の割引キャンペーン	1,800万円
新型コロナウイルス感染症収束後を見据えて感染防止対策を行う交通事業者への補助	3,500万円
生活福祉資金(緊急小口資金、総合支援資金)の貸付原資の積み増し	23億6,000万円

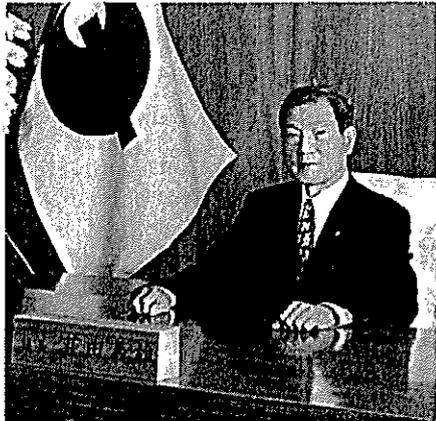
ごあいさつ

奈良県議会議長 荻田 義雄

皆様におかれましては、新しい年を清々しい気持ちでお迎えのこととお慶び申し上げます。旧年中は多くのお力添えをいただき誠に有り難うございました。そのお陰を持ちまして、令和三年七月に奈良県議会議長を拝命したところです。

一昨年来、社会を震撼させた新型コロナウイルス感染症も、ワクチン接種の普及や感染防止対策の徹底、新たな経口薬の開発などにより小峠を保っていますが、ウイルス感染の広がりは、社会のあり方に一石を投じることとなり、あらゆる領域で模索が続いています。

本年も新たな課題に向き合いながら、安全に安心して暮らせるまちづくり、行財政改革や観光振興・企業立地等の地域活性化、リニア中間駅の誘致、東奈和道の早期完成、医療・福祉、教育等の充実に取り組んで参りますので一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



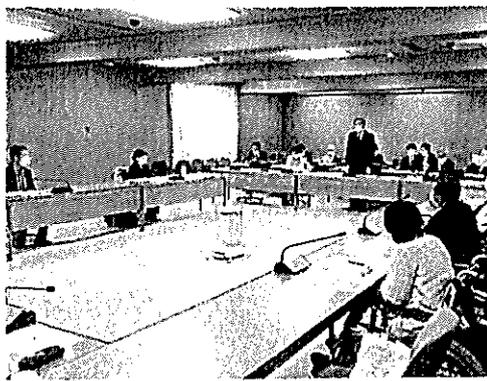
議長室の執務机に座る荻田議長

難病対策推進議員連盟を身として活動

細分化すると二万を超える難病があるとされており、
 ますが、患者の皆様を取り巻く環境を整えるには、多
 くの課題があります。県議会には難病対策を推進す
 る議員連盟があり、会長として患者団体の皆様と協
 働しながら諸問題解決へ尽力しているところで

「懇談会で知事への要望を検討」

県難病対策推進議員連盟とは、
 奈良県難病対策推進議員連
 盟は、難病患者の皆様の人権、
 生活、就学、就労が保証され、
 福祉の増進に寄与する活動を
 総合的に推進することを目的
 として、令和元年九月二十日
 に設立され、初代の会長に



患者団体の懇談会

具合や新型コロナウイルスワクチンに
 係る問題、難病支援総合セン
 ターの移転などについて意見
 要望が出され、それらについ
 て県担当課より回答が寄せら
 れ、参加の十四議員からも質
 問や意見が交わされました。
 最後に会長が「予算要望な
 どを通じて、患者団体の皆様
 と同じ目線で、難病対策を推
 進したい。今後とも皆様の声
 をお聞かせいただきたい」と
 締めくくりました。

奈良県知事への要望書！
 ●総合的な医療体制の強化
 県外通院が休日や急患時で
 も県内で対応できる体制を。
 ●医療費助成制度
 医療費助成対象日を申請受
 理から診断日に変更。
 ●指定難病更新の手続き
 指定難病申請書の簡略化と
 保険証コピーの省略。
 ●障害者総合支援法・介護保
 険制度の認定
 支援法・保険制度の認定に
 リウマチ特性の変化を考慮
 ●同行支援の時間
 視覚障害者の同行支援時間
 は、個人に合わせた決定を。
 ●移動支援サービス
 移動支援サービス取得で、

懇談会の
 冒頭、会長
 から推進議
 員連盟設立
 の経緯及び
 目的につい
 て説明し、
 その後、患
 者七団体が
 らそれぞれ
 の現況や課
 題について
 報告があり、
 難病に関す
 る制度の不
 足、

奈良県議会議長の仕事は多岐にわたります！

奈良県議会は、奈良県知事とともに「二元代表制」の一翼を担う立場で、行政執行が適切に行われているかをチェックする役割を付与されています。奈良県議会の議長は、その役割は「本会議の進行」「全国議長会の各会議への参加」「各種団体の表敬訪問」「公的行事への出席」「各種陳情」「県庁職員との面談」「新型コロナウイルス感染症対策会議」など多岐にわたっており、その一部をご紹介します。

○柔道の大野将平選手に特別功労賞



昨年開催された東京五輪柔道男子73キロ級で、リオ五輪に続き連覇を成し遂げた大野将平選手に、奈良県議会スポーツ特別功労賞を授与いたしました。
 (令和3年9月16日)

○道路整備等の促進合同県民大会



県と道路利用者会議等の団体は、「県の道路と都市公園整備の充実を求める合同県民大会」を開催し、幹線道路や都市公園整備と財源確保を決議しました。
 (令和3年10月18日)

○なら骨髄バンクの会よりの要望

市区町村がドナー助成制度を導入した場合、県が予算の半分を補助する制度が導入されていないため、なら骨髄バンクの会から要望書をいただきました。
 (令和3年9月28日)



○若年者ものづくり競技大会全国1位

厚労省などが主催の「若年者ものづくり競技会」ロボットソフト組込み職種で、全国1位の奈良朱雀・商工高校の松井さん、増田さんが受賞を報告。
 (令和3年10月12日)



第15回紀伊半島三県議会交流会

(令和3年7月21日)

紀伊半島を共有する奈良県、三重県、和歌山県は定期的に議会交流会を開催し、各々の現況及び課題について議論してきました。第十五回となる交流会は、三重県が主催し次の三テーマについて協議しましたので、その概要をお知らせします。

紀伊半島アンカールト整備促進による国土強靱化及び地方創生の推進

●奈良県の現状……京奈和道、国道で未整備区間があり、災害時の通行止めなどの課題がある。アンカールトは観光振興、地域活性化の促進に欠かせない骨格幹線道路で、広域災害の備えとなる事から早期の整備が必要である。
●三重県の現状……移住促進、観光やワーケーション誘致へ近畿自動車道紀勢線を整備中。大規模災害が想定される当該

地域の安全・安心を確保する必要がある。
●和歌山県の現状……山地が多いという特有の制約により産業及び交通基盤が低位であるため、京奈和道、国道が未整備で早期の整備が必要である。

●奈良県の現状……県産材の積極的利用を進めるとともに、間伐材も造林、治山、林道事業で活かしている。木製ガードレールは防錆処理などで三県の意見交換を進めたい。

●三重県の現状……中規模建築物使用促進へ、耐火・耐久性に優れた製品の開発とともに木製ガードレールのコストや資材供給が課題である。

●和歌山県の現状……県内の木製ガードレールメーカーが各県産材の安全性試験を無償で実施する意向を示している。各県でも採用して貰いたい。

●奈良県の現状……ワーケーション適地として認識されるよう積極的な情報発信と特別委員会、議運を設置している。

●三重県の現状……地方経済活性化や地域課題の解決、移住促進へ庁内にワーケーションプロジェクト推進関係課長会議を立ち上げ推進している。

●和歌山県の現状……関係人口創出のため、消費活動の活



紀伊半島交流会で発言する萩田議長

●奈良県の現状……ワーケーション適地として認識されるよう積極的な情報発信と特別委員会、議運を設置している。
●三重県の現状……地方経済活性化や地域課題の解決、移住促進へ庁内にワーケーションプロジェクト推進関係課長会議を立ち上げ推進している。
●和歌山県の現状……関係人口創出のため、消費活動の活



厚生委員会で質問

●和歌山県の現状……県内の木製ガードレールメーカーが各県産材の安全性試験を無償で実施する意向を示している。各県でも採用して貰いたい。
●奈良県の現状……ワーケーション適地として認識されるよう積極的な情報発信と特別委員会、議運を設置している。
●三重県の現状……地方経済活性化や地域課題の解決、移住促進へ庁内にワーケーションプロジェクト推進関係課長会議を立ち上げ推進している。
●和歌山県の現状……関係人口創出のため、消費活動の活

県議会厚生委員会で質問

コロナ対策について
(九月三日)

令和三年九月三日に開催された県議会厚生委員会で、三項目について質問いたしました。
自宅での療養者や待機者が増加していることから、そのような方々への生活支援について、奈良県と市町村が緊密な連携を図りながら取り組んでいただきたいと考えますが、連携の具体的な内容や問題点などがあればお聞かせ下さい。

感染拡大の要因と現況！
夏場の感染拡大要因、患者の確認、濃厚接触者の追跡調査、人員の確保など医療が逼迫しているとお聞かせ下さい。また、宿泊療養施設の占有率が高止まっている現状から増床への見直し、ワクチン接種、特に若年層の接種率についてお聞かせ下さい。

条例がめざすもの！
条例がめざすものは、福祉の奈良モデルに基づき次の三点が挙げられています。
①困っている人を誰一人排除せず助ける。
②地域の限られた人的、物的資源を活用して地域社会が困っている人を支える。
③県と市町村が連携して寄り添い型福祉モデルを構築する。

県民の気持ちに立ち
同じ目線での行動を
【萩田】第四期の「奈良県地域福祉計画」及び仮称「奈良県地域福祉の推進に関する条例」(案)について説明いたされた。この条例がめざす内容について評価しているところですが、それぞれ対応する市町村から対応するのか、保健所を中心に対応するのか、運用面での整理がされていないように思います。条例を制定しても機能しなければ、魂の入ったものにはなりません。行政トップの知事と県民の皆さんが、辛い時に同じ立場に立ち、寛容な心を持って事にあたる条例であって欲しいと思っています。医療福祉部長から県としての姿勢をお聞かせ下さい。

【石井福祉医療部長】地域福祉の最前線は市町村が果たしている。市町村が果たしている人への寄り添うには、市町村の活躍とともに地域住民のご協力も求められるところで、市町村と連携しながら多くの困った方々をお支えしたいと思っています。
【萩田】知事がトップダウンで対応するのか、或いはボトムアップで行うのかによって対応は変わってきますが、県内三十九市町村への福祉対応は、同じ土俵の上で考えていただきたい。これまでは市町村との連携はどのようにされているのでしょうか。
【石井福祉医療部長】条例案の策定過程で市町村への実態調査を実施し、相談内容などを把握したうえで内容に盛り込んでいます。また、市町村で対応に差があつてはならないことから、丁寧な連携を進めてまいります。
【萩田】市町村と県民の気持ちに立ち同じ目線で対応されますようお願い致します。

地域福祉計画について (十二月十日)

令和三年十二月十日に開催された県議会厚生委員会で、荒井知事が主導する「(仮称)奈良県地域福祉の推進に関する条例」と奈良県地域福祉計画について審議されました。

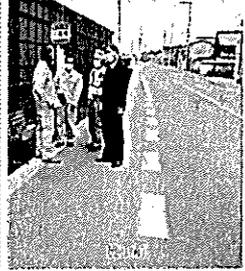
【萩田】第四期の「奈良県地域福祉計画」及び仮称「奈良県地域福祉の推進に関する条例」(案)について説明いたされた。この条例がめざす内容について評価しているところですが、それぞれ対応する市町村から対応するのか、保健所を中心に対応するのか、運用面での整理がされていないように思います。条例を制定しても機能しなければ、魂の入ったものにはなりません。行政トップの知事と県民の皆さんが、辛い時に同じ立場に立ち、寛容な心を持って事にあたる条例であって欲しいと思っています。医療福祉部長から県としての姿勢をお聞かせ下さい。

【石井福祉医療部長】条例案の策定過程で市町村への実態調査を実施し、相談内容などを把握したうえで内容に盛り込んでいます。また、市町村で対応に差があつてはならないことから、丁寧な連携を進めてまいります。
【萩田】市町村と県民の気持ちに立ち同じ目線で対応されますようお願い致します。

奈良県議会議員・荻田義雄の活動ぶり!!!



■新緑区女性防災クラブの役員研修会
荻田議員、講師を務める。令和3年4月18日
実施。



■熊遊園山麓の熊遊園の新しいバス停
改修工事が令和3年7月から実施され、前
に予定通り完了。(令和3年5月11日)



■奈良和自動車道 大和北瀬路奈良IC付近の地
場路で、近畿運輸局から進捗状況の説明を受ける。
(令和3年4月24日)



■中畑町内で、地元から要望の「道沿
上に囲いかさねる樹木」雨水流入機
置の設置工事が、一箇所に完了し、こ
れを清算。(令和3年4月22日)



■感染症対策を講じながら開催された「大安寺地
区連合会」4団体総会に参加。(令和3年5月7日)



■熊遊園山麓の熊遊園の新しいバス停
改修工事が令和3年7月から実施され、前
に予定通り完了。(令和3年5月11日)



■六郷地区自治会連合会、下深川自治会より要
望の急傾斜地崩壊危険箇所等の説明を受ける。
(令和3年5月19日)



■国道369号の南生小学校への通学路が狭路で危険なこ
とから整備し、このほど完成し供用開始。
(令和3年10月15日)



■市目ダムダム整備について、市目
川流域関係各団体の協議と協議し、今
年度より広域や釣り場を整備するこ
とを協議。(令和3年6月22日)



■奈良市ウレインモーターショー
の「おどりの発表会」を開催され
会場にて開催。(令和3年10月13日)



■下深川町で実施されている急傾斜地崩
壊危険箇所の進捗状況を現地立ち会いで区
別。(令和3年4月13日)



■山形地区環境保全協議会の定時評
議に出席し、議案の採決、議案の採
決の経過、地域の活性化などにつ
いて、一層の努力を要する。
(令和3年4月25日)



■北畑町内での林地開発問題で、地元、県、土
地権利者が集まり、今後の対応を検討した結果、業
者に対し復旧計画の早期提出を求めた。
(令和3年6月17日)



■長年にわたる郡山地区の東瀬川水対
策について、工事の進め方を奈良県、奈
良市から説明。(令和3年10月13日)



■熊遊園山麓一帯急傾斜地崩壊危険箇
所による通行困難を解消する待避
所設置工事を要し、現地立ち会いに
臨む。(令和3年9月17日)



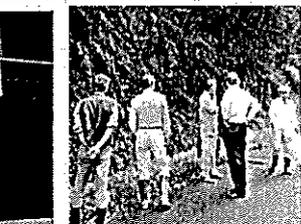
■水や雨水が浸入する蛙畑池の東瀬川道は、狭路で危険なこ
とから、赤やめ池南8丁目自治会と東瀬川水利組合連合で歩道
整備の要望があり、奈良市から本工事の説明に対し早期の進
行を要す。(令和3年6月7日)



■奈良市西大寺1丁目自治会より要望の市道舗装、交差
点付近の安全対策が完成し、地元の皆さんと立ち会いに
臨む。(令和3年6月15日)



■南河内トラフ区大池を想定した地盤防
災非難訓練が奈良佐保短期大学で実施
され挨拶を行う。(令和3年10月2日)



■熊遊園山麓一帯急傾斜地崩壊危険箇
所による通行困難を解消する待避
所設置工事を要し、現地立ち会いに
臨む。(令和3年9月17日)

おきたよしお経歴

- 昭和22年12月7日生まれ、奈良県立奈良南高等学校卒業
- 昭和58年、奈良県議会議員に当選(3期)この期、副議長を務める
- 平成7年、奈良県議会議員に当選
- 平成15年、奈良県議会議員に再選、総務・議案委員長、議会運営委員長を兼任
- 平成22年、奈良県議会議長に就任、総務・議案委員長、議会運営委員長を兼任
- 平成23年、奈良県議会議長に4選、病状を以てしたまづり推進特別委員会委員長に就任
- 平成24年、奈良県議会議長に5選、総務・議案委員長、議会運営委員長を兼任
- 平成27年、奈良県議会議長に6選、総務・議案委員長、議会運営委員長を兼任
- 平成29年、奈良県議会議長に7選、総務・議案委員長、議会運営委員長を兼任
- 平成30年、奈良県議会議長に8選、総務・議案委員長、議会運営委員長を兼任
- 平成31年、奈良県議会議長に9選、総務・議案委員長、議会運営委員長を兼任
- 令和3年、奈良県議会議長に10選、総務・議案委員長、議会運営委員長を兼任

告知板

「三三集会」開催のお願い
荻田義雄さんを招いて
三三集会を開いてみませんか。
何人からでも参ります。
☎074-216-1630

5月に実施された此野町自治会の皆さんと
太安町区長選挙区選出について協議
(令和3年6月26日、8月20日)

2021年度雇用状況報告書

会派・議員名 荻田 義雄

① 雇用者	氏名 住所	[REDACTED]	電話番号	[REDACTED]
② 雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 (業務委託) <input type="checkbox"/> 派遣等			
③ 雇用期間	2021年 4月 1日～ 2022年 3月 31日			
④ 職務内容	政務活動関連事務処理補助等			
⑤ 給料(賃金)	200,000円 (<input checked="" type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時給)			
⑥ 按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 /			
	<input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 /			
	<input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 (政務活動 + 後援会活動) → 按分率 1/2			
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 委託契約書 <input type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input type="checkbox"/> 社会保険関係書類 			
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。			
⑨ 備考				

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。



業務委託契約書

おぎたよしお事務所（以下「甲」という）と [REDACTED]（以下「乙」という）とは、甲の乙に対する業務委託に関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（業務委託等）

1. 甲は、乙に対して、以下に定める業務（以下「本業務」という）を委託し、乙はこれを受託する。
 - (1) 甲が指定する情報の収集・報告活動、並びに付随する業務
 - (2) 甲が指定するコンピュータシステムの構築並びに運用業務
 - (3) 甲が指定する場所・状況において、カメラマンとして撮影する業務
 - (4) その他、甲乙間で別途合意した業務
2. 甲は、必要に応じ、乙が本業務を行う際に必要となる備品を貸与する。
3. 甲は、本契約期間中、甲乙協議のうえ、乙に委託する前項の業務の範囲を変更することができる。

第2条（委託料）

1. 甲は、乙に対して、本業務の委託料として、月額金20万円（交通費見合い1万円合）（消費税込）を支払う。
2. 甲は、乙に対して、当月末日（最終営業日）に、当月分の委託料を甲の指定する金融機関の口座に振込または、現金にて支払う。振込手数料は甲の負担とする。

第3条（報告）

甲は、乙に対して、必要に応じ、本業務の状況につき報告を求めることができる。

第4条（再委託の禁止）

乙は、甲に事前に通知することなしに、本業務の全部または一部を第三者（以下「再委託先」という）に再委託してはならない。なお、乙の事前の通知の有無にかかわらず、乙による再委託先の使用は、乙の責任において行い、再委託先の責めに帰すべき事由については、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなす。

第5条（秘密保持）

1. 乙は、本業務の履行過程において甲より受領するあらゆる情報を秘密情報として厳にその機密を保持し、本業務遂行の目的のみに使用する。乙は、本業務遂行のために必要な範囲で弁護士、税理士、公認会計士に開示すべき場合（これらの者にも本条と同じ義務を課すことを前提とする。）を除き、甲の同意なく、第三者に対しかかる秘密情報を開示又は漏洩してはならない。但し、以下のいずれかに該当する情報については、秘密情報に該当しないものとする。

- (1) 甲から提供又は開示された時点で、既に公知となっていた情報
 - (2) 甲から提供又は開示された後、自己の責めによらないで公知となった情報
 - (3) 甲から提供又は開示された時点で、既に甲に対して秘密保持義務を負うことなく保有していた情報
 - (4) 法律又は契約に違反することなく第三者から提供又は開示された情報
2. 本契約が終了した場合でも、本条に規定する守秘義務は、本契約から将来に渡り効力を有するものとする。

第6条 (権利義務の移転禁止)

甲及び乙は、あらかじめ書面により相手方の承諾を得なければ、本契約に定める自己の権利または義務を第三者に譲渡し、または担保に供することができない。

第7条 (契約の解除)

1. 甲または乙は、他の当事者が次の各号の1つに該当したときは、催告なしに直ちに、本契約の全部または一部を解除することが出来る
 - (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて相手方に対して、その是正を求めたにも関わらず、相手方がその違反を是正しないとき
 - (2) 相手方の信用、名誉または相互の信頼関係を傷つける行為をしたとき
 - (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他倒産手続開始の申立があったとき
 - (4) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立、租税滞納処分その他これに準ずる手続があったとき
 - (5) 支払停止もしくは支払不能に陥ったとき、または、手形または小切手が不渡りとなり、手形交換所より銀行取引停止処分を受けたとき
 - (6) 合併、解散、清算、事業の全部もしくはその他重要な事業の一部を第三者へ譲渡し、またはしようとしたとき
 - (7) その他前各号に類する事情が存するとき
2. 前項に基づく解除は、相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

第8条 (有効期間)

1. 本契約の有効期間は、平成29年6月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲乙いずれからも何ら申し出のない場合は、同一条件をもってさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。
2. 期間満了により、本契約が終了する場合には、甲乙協議のうえ、本業務に関する清算業務を行う。
3. 甲は、第1項の規定に関わらず、2ヶ月前までに乙に対して書面により通知することにより、本契約を解約することが出来る。

第9条 (反社会的勢力との取引排除)

1. 甲及び乙は、次に定める事項を表明し、保証する。

- (1) 自己及び自己の役員・株主（以下「関係者」という）が、暴力団、暴力団関係企業もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます）でないこと
- (2) 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力を利用しないこと
- (3) 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力に資金等の提供、便宜の供給等、反社会的勢力の維持・運営に協力又は関与しないこと
- (4) 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力と関係を有しないこと
- (5) 自己が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと

2. 甲及び乙は、相手方が前項に違反したと認める場合には、通知、催告その他の手続を要しないで、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、相手方は他方当事者に発生した全ての損害を直ちに賠償するものとする。

第10条（合意管轄）

この契約に関する紛争については、訴額に応じて奈良地方裁判所又は奈良簡易裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（協議）

本契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、両当事者協議のうえ決定するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年6月1日

甲

萩田 義雄

乙

賃金台帳(2021年度)

【議員名 萩田 義雄】

雇用者氏名	住所		生年月日		性別	属入年月日									
	〒	市町村	年	月		年	月								
労働日数	4月 23	5月 19	6月 20	7月 19	8月 18	9月 21	10月 24	11月 17	12月 18	1月 18	2月 14	3月 23	賃与1	賃与2	合計
労働時間数	131	104	110	102	97	126	137	105	115	123	101	135			1386
時間外労働				1						8					9.0
休日労働															0
深夜労働															0
基本給	110,040	87,360	92,400	85,680	81,480	105,840	115,080	88,200	96,600	107,010	87,870	117,450			1,175,010
調整金										10,470					10,470
時間外手当						160									0
通勤手当(課税)															0
通勤手当(非課税)	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000			72,000
課税合計	110,040	87,360	92,400	85,680	81,480	106,000	115,080	88,200	97,880	118,520	88,000	118,100			1,188,740
非課税合計	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000			72,000
総支給額	116,040	93,360	98,400	91,680	87,480	112,000	121,080	94,200	103,880	124,520	94,000	124,100			1,260,740
健康保険料															0
介護保険料															0
厚生年金保険料															0
雇用保険保険料	348	280	294	275	262	336	363	283	312	374	282	372			3,781
社会保険料合計	348	280	294	275	262	336	363	283	312	374	282	372			3,781
課税対象額	109,692	87,080	92,106	85,405	81,218	105,664	114,717	87,917	97,568	118,146	87,718	117,728			1,184,959
所得税															0
市町村民税															0
控除額合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
差引支給額	115,692	93,080	98,106	91,405	87,218	111,664	120,717	93,917	103,568	124,146	93,718	123,728			1,256,959
領収印	[Redacted]														

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。